

## 寝屋川市留守家庭児童会 延長利用について

### 1 利用できる方

- 保護者の就労時間や通勤時間の関係で迎えの時間が6時30分を超える場合。
- 通勤電車の遅延、お迎えする方の急病等、緊急やむを得ない場合。

※午後7時00分の時点でお迎えがない場合、翌月以降の延長利用をお断りする場合があります。

### 2 延長利用実施日

月曜日から土曜日の留守家庭児童会開所日

### 3 延長利用時間

午後6時30分～午後7時00分（基準となる電波時計を教室に設置しています。）

### 4 延長利用料金

- ① 保育料7,000円の方：1回100円 月上限1,000円
- ② 保育料の減額措置（多子減含む）を受けている方：1回50円 月上限500円
- ③ 保育料の免除措置を受けている方：免除 0円

### 5 延長利用料金の請求方法

利用月の翌月に保育料との合計額を指定口座より振替いたします。

口座振替の手続きができていない方は納付書をお渡しします。

### 6 利用方法

延長利用を希望される方は、入会申請の際、延長利用申請欄にチェックを入れて下さい。

入会途中に延長利用を希望される場合は、届出事項変更申請書に必要事項を記入の上、各留守家庭児童会に提出して下さい。

届出事項変更申請書は各留守家庭児童会に備え付けております。

※延長利用については、年度内有効。